

復活登録について

(1) 復活登録の対象となる登録状態

<無効（未登録・未更新から1年以上経過）>

新規登録者においては、登録対象（認定予定日）となってから登録手続きを行わず1年の保留期間を経過した場合、更新登録対象者においては、有効期限の6カ月前までに研修を受講しないなどの理由で更新登録手続きを行わず1年の保留期間を経過した場合、資格が「無効」となり、登録の権利を失います。

無効の資格を復活させて登録したい場合、別途申請が必要であり、その申請を「復活登録申請」といいます。

例)・新規登録対象者：

認定予定日が2019年10月1日だったが手続きをせず「未登録」状態となり、そのまま2022年4月登録まで登録手続きをしなかった場合。

・更新登録対象者：

有効期限が2020年9月30日だったが有効期限の6カ月前までに研修を受講しないなどの理由で更新登録手続きを行わず「未更新」状態となり、そのまま2022年10月登録まで更新手続きをしなかった場合。

(2) 復活登録申請の流れ

①指導者は復活登録を希望する資格の申請先に申請します。

※必要なもの

- ・様式2（申請者本人直筆の申請書）
- ・審査要件を満たす（団体により異なる）
- ・審査料（団体により異なる）

* 申請書様式、各団体の復活登録対応一覧（申請先や審査要件、審査料等）については、別添資料、または、この後のページに掲載しておりますのでご参照ください。

②当該資格の専門科目実施団体にて、審査要件を満たしているか、公認スポーツ指導者としての資質能力を有するか等を審査します。

※中央競技団体の皆さまへ

- ・競技別指導者資格の申請先が都道府県競技団体となっている場合は、必ず中央競技団体が都道府県競技団体に取りまとめてJSPOにご提出ください。
- ・申請先を競技団体とするか等は各団体でご確認ください。

※複数資格の復活を希望する場合、資格ごとに申請手続きが必要です。

③当該資格の専門科目実施団体からJSPOに申請します。

※必要なもの

- ・様式1（鑑文）
- ・様式2（申請者本人直筆の申請書）
- ・様式3（申請者リスト一覧）

* 様式1・2⇒原本をPDFにしてメールにて送る。

* 様式3 ⇒データをEメールにて送る。（送付先：touroku@japan-sports.or.jp）

* JSPOへの提出期間と復活登録対象時期

12月1日～翌年5月31日→同年10月登録対象

6月1日～同年11月30日→翌年4月登録対象

④JSPOにて申請書に記載された内容を審査します。

⑤JSPO から当該資格の専門科目実施団体へ審査結果を通知しますので、審査結果および登録手続きについて指導者本人へご連絡ください。

*JSPO からの当該資格の専門科目実施団体への審査結果

12月1日～翌年5月31日提出分→同年7月上旬までに通知

6月1日～同年11月30日提出分→翌年1月上旬までに通知

*上記提出期間では、複数回または一度にまとめて提出いただいても結構ですが、JSPO からの審査結果（以下⑤）は、一度にまとめてお送りいたします。

⑥JSPO から復活登録を認められた指導者本人へ、資格認定日の約2か月前に登録手続き書類をお送りします。

※復活登録が承認されても登録手続きを行わなければ登録されません。

※登録手続きには、基本登録料 10,000 円と初期登録手数料 3,000 円が必要です。